

宇都宮市自治会連合会個人情報取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、宇都宮市自治会連合会（以下「連合会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的に定める。

(責 務)

第2条 連合会は個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、連合会内活動において個人情報の保護に努める。

(周 知)

第3条 連合会は、この個人情報取扱方法を総会資料又は回覧等により会員に周知する。

(管理者)

第4条 連合会における個人情報の管理者は会長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者及び職務上知り得た者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(個人情報の取得)

第6条 連合会は、会長が自治会長名簿の作成をするため、自治会長から個人情報を取得する。

2 連合会が会長から取得する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他会員が同意する事項とする。

3 連合会が配布する自治会名簿に記載する個人情報は、氏名、住所及び電話番号などで、会員が同意する事項とする。

(利 用)

第7条 連合会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に利用する。

(1) 自治会長名簿の作成

(2) 連合会の活動及び事業

(3) 各地区連合自治会及び各自治会活動の向上に寄与すること

(管 理)

第8条 個人情報は、会長又は会長が指名する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不用となった個人情報は、適正かつ速やかに復元できない状態にして廃棄する。

(提 供)

第9条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ていない情報は第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に同意を得ている利用目的の範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 管理者は、個人情報を第三者（県及び市役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 管理者は、第三者（県及び市役所を除く）から個人情報の提供を受ける際には、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

第12条 会員は、第6条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報について開示の請求があったときは、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第13条 会員は、第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

2 前項の請求があった場合は、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに代えることができる。

(漏えい発生時等の対応)

第14条 管理者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第15条 連合会の開示請求及び苦情相談窓口は、連合会事務局とする。

(附則)

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。